

(別紙様式第1号)

計画年度	平成28年度
計画主体	米子市

## 米子市鳥獣被害防止計画

[連絡先]

担当部署名	米子市経済部農林課
所在地	米子市加茂町一丁目1番地
電話番号	0859-23-5221
FAX番号	0859-23-5228
メールアドレス	nourin@city.yonago.lg.jp



## 1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ヌートリア、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス」という）、カワウ、ニホンジカ、アライグマ
計画期間	平成28年度～平成30年度
対象地域	米子市全域

## 2 鳥獣による農林水産業に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（平成27年度）

鳥獣の種類	品目	被害の現状	
		被害数値	
		面積 (a)	金額 (千円)
イノシシ	果樹（梨・柿など） 水稲など	198	1,681
ヌートリア	水稲・野菜など	0	0
カラス	梨・りんご・スイカなど	0	0
カワウ	アユ・ヤマメ・イワナなど	0	0
ニホンジカ	—	—	—
アライグマ	—	—	—

### (2) 被害の傾向

#### ○イノシシ

被害作物は主に梨・柿・りんご・水稲で継続して発生している。従来は山間部の果樹園を中心に被害が発生していたが、近年は、海岸部や市街地に近い田・畑にも出没するようになり市内全域で被害が発生している。特に日野川以東地域においては被害が増加傾向となっている。

年 度	H23	H24	H25	H26	H27
被害額(千円)	—	792	1,598	1,204	1,680
被害面積(a)	—	84.5	168	128.8	198

#### ○ヌートリア

被害は市内全域で発生しているが、金額的に大きな被害は発生していない。ただし、日野川以西地域においては増加傾向にある。被害は、水稲・野菜（ニンジン・キャベツ・大根）等の農作物への食害が中心となっているが、水路や土手に穴を掘るなどの被害も発生している。

年 度	H23	H24	H25	H26	H27
被害額(千円)	12.2	4	6.6	0	0
被害面積(a)	0.9	0.4	5.1	0	0

#### ○カラス

捕獲数は減少傾向にある。被害作物は梨・りんご・スイカ等であり継続して発生しているが、金額的に大きな被害は発生していない。

年 度	H23	H24	H25	H26	H27
被害額(千円)	3300	100	145	0	0
被害面積(a)	—	1.7	2.5	0	0

<p>○カワウ 日野川を中心にアユ・ヤマメ・イワナ等の食害が継続しており、漁協による被害防止対策にも関わらず被害は減少していない。</p> <p>○ニホンジカ 被害は確認されていないが、県内全域で生息分布が拡大しており、市内及び隣接町で目撃が増加しつつあることから、今後被害が発生する可能性がある。</p> <p>○アライグマ H28年6月に市内青木地区において市内で初めて捕獲され、今後、生息数の拡大及び被害発生危険性がある。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値(平成27年度)	目標値(平成28年度)
イノシシ、ヌートリア、カラス、カワウ、ニホンジカ、アライグマ	198a 1,681千円	70a 200千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>(捕獲体制)</p> <p>○全鳥獣対策 被害を受けた農家等が直接又は農協を通じて市に連絡され、市は捕獲業務を委託している猟友会等に捕獲を依頼している。</p>	<p>(捕獲体制)</p> <p>○全鳥獣対策 被害が予測される区域は、予め捕獲体制を整え対応しており被害を最小限にできるが、被害後に対応する場合は再出没时间もあり捕獲が困難となるので事前の啓発が必要である。</p>
	<p>○イノシシ 捕獲について猟友会と委託契約し、市が所有する箱ワナ・個人所有のくくりワナを使用し農家等の要請に機敏に対応している。</p>	<p>○イノシシ イノシシについては、被害後に要請があり獣に警戒され捕獲が困難な場合が多いため、予め農家のニーズを把握しておく必要がある。</p>
	<p>○カラス 捕獲について猟友会と委託契約している。 また、県下一斉捕獲の取組みも実施している。</p>	<p>○カラス カラスについては、市街地の畑・ゴミ集積場等の被害が増加しており、銃器による捕獲ができないので、追い払い・箱ワナによる捕獲体制を検討する必要がある。</p>
	<p>○ヌートリア 捕獲について猟友会と委託契約し、市が所有する箱ワナを使用して被害が予測される区域での捕獲体制を整えている。また、農家等の被害連絡、市民の目撃情報に機敏に対応している。</p>	<p>○ヌートリア 21年度から市内全域を対象区域とし絶滅に向けての体制を整えているが、捕獲実績も毎年増加していることから、従事者の増員等を検討する必要がある。</p>

	○カワウ 捕獲について猟友会と委託契約している。	○カワウ 現在の捕獲範囲では対応できない個体も多くなっていることから、範囲の拡大を検討する必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	(侵入防止柵等の設置) ○2戸以上の被害農家、認定農業者が侵入防止施設等を設置する場合、設置費の2/3を補助している。	(侵入防止柵等の設置) ○現状では集落全体の農地を囲うに至っていないため、農家へ取り組みの必要性を啓発する必要がある。

### (5) 今後の取り組み方針

○イノシシ 山間部の果樹への被害が多いが近年、市街地の田・畑にも出没しており人命に関わる恐れがあるため、地域をあげた取り組みの強化を図るとともに、農家のみならず一般市民にも目撃情報の提供を促す必要がある。
○ヌートリア 市内の幅広い区域で存在が確認されているため、従来の農作物被害防止の観点に加え、外来生物法に基づく防除対策対象獣として位置付け、猟友会による捕獲体制の一層の拡充を図り、地域からの完全排除を目指す。 また、農作物の被害防止対策として、農家に対して田畑まわりの草の刈り払い、焼き払い等を促し被害の削減に努める。
○カラス 果樹等の被害防止に向けて県内一斉捕獲をはじめとする銃器による捕獲体制の拡充を図るとともに市街地における対策として捕獲檻の設置、追い払いの強化等を積極的に展開する。
○カワウ 日野川等における水産被害の防止を図るため、漁協が実施される被害防止対策に係る経費への助成を行う。
○ニホンジカ 市内及び隣接町で目撃が増加しつつあり、生息数が少ない段階で個体数の増加を阻止する必要がある。
○アライグマ 捕獲場所を中心として、生息状況を確認する必要がある。

## 3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

米子市は有害鳥獣捕獲業務について鳥取県猟友会米子地区と委託契約を締結し、有害鳥獣の駆除捕獲を行っている。
【捕獲従事者の状況】 銃猟従事者 18人 わな猟従事者 10人

### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 28	イノシシ	・被害防止対策の講習会の開催
	ヌートリア	・箱わなの導入

年度		・捕獲従事者の確保
	カラス	・被害防止対策の講習会の開催 ・捕獲檻の整備 ・捕獲従事者の確保
	カワウ	・被害防止対策の講習会の開催 ・捕獲従事者の確保
	ニホンジカ	・被害防止対策の講習会の開催 ・捕獲従事者の確保
平成 29 年度	イノシシ	・被害防止対策の講習会の開催
	ヌートリア	・箱わなの導入 ・捕獲従事者の確保
	カラス	・被害防止対策の講習会の開催 ・捕獲檻の整備 ・捕獲従事者の確保
	カワウ	・被害防止対策の講習会の開催 ・捕獲従事者の確保
	ニホンジカ	・被害防止対策の講習会の開催 ・捕獲従事者の確保
平成 30 年度	イノシシ	・被害防止対策の講習会の開催
	ヌートリア	・箱わなの導入 ・捕獲従事者の確保
	カラス	・被害防止対策の講習会の開催 ・捕獲檻の整備 ・捕獲従事者の確保
	カワウ	・被害防止対策の講習会の開催 ・捕獲従事者の確保
	ニホンジカ	・被害防止対策の講習会の開催 ・捕獲従事者の確保

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方					
○イノシシ 増加傾向であることから年間100頭を目標とする。					
年度	H23	H24	H25	H26	H27
捕獲数	33	71	88	64	74
○ヌートリア 増加傾向であることから年間1,100頭を目標とする。					
年度	H23	H24	H25	H26	H27
捕獲数	401	787	844	872	639
○カラス 捕獲数は減少しているが、被害実績が横ばいであるため、年間200羽を目標とする。					
年度	H23	H24	H25	H26	H27
捕獲数	144	108	62	80	71

○カワウ

増加傾向であることから年間150羽を目標とする。

年度	H23	H24	H25	H26	H27
捕獲数	94	52	61	120	120

○ニホンジカ

目撃情報が増加しており、今後、急激に被害が増加、拡大することが予想され、全国的に深刻な問題になっていることから、年間15頭を当面の目標とし、地域から目撃情報を集め効果的な捕獲体制を整備する。

○アライグマ

捕獲個体以外の生息が予想されることから、年間10頭を当面の目標とし、地域から目撃情報を集め効果的な捕獲体制を整備する。

対象鳥獣	捕獲計画数		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
イノシシ	100	100	100
ヌートリア	1,100	1,100	1,100
カラス	200	200	200
カワウ	150	150	150
ニホンジカ	15	15	15
アライグマ	10	10	10

捕獲等の取組内容

(米子市全域)

○イノシシ

捕獲手段：箱ワナ・くくりワナとし、止め刺しに銃器を基本とする。

実施予定時期：通年（狩猟期を除く）

○ヌートリア

捕獲手段：箱ワナを基本とする。

実施予定時期：通年

○カラス

捕獲手段：随時及び県内一斉捕獲（銃器）を基本とし、必要に応じて捕獲檻（カラス用箱わな）の整備を検討する。

実施予定時期：通年（一斉捕獲は2回/年）

○カワウ

捕獲手段：銃器を基本とする。

実施予定時期：稚魚の放流から解禁までの期間及び落ち鮎の時期

○ニホンジカ

捕獲手段：箱ワナ・くくりワナとし、止め刺しに銃器を基本とする。

実施予定時期：通年（狩猟期を除く）

○アライグマ

捕獲手段：箱ワナを基本とする。

実施予定時期：通年

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
米子市	該当なし

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

整備計画の設定の考え方						
侵入防止柵が整備されていくに従い未整備地に被害が移行していくので、今後も継続して計画的・効果的な整備を進める。						
(単位：m)						
柵の種類	対象鳥獣	H23	H24	H25	H26	H27
電気柵	イノシシ	5,640	—	—	5,490	11,879

対象鳥獣	整備内容		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵 電気柵 2,000m	ワイヤーメッシュ柵 電気柵 4,000m	ワイヤーメッシュ柵 電気柵 4,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成28年度	イノシシ、ヌートリア、カラス、カワウ、ニホンジカ、アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物残さの除去</li> <li>・緩衝帯の設置など</li> <li>・農作物残さの除去</li> <li>・放任果樹等の撤去</li> </ul>
平成29年度	イノシシ、ヌートリア、カラス、カワウ、ニホンジカ、アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物残さの除去</li> <li>・緩衝帯の設置など</li> <li>・農作物残さの除去</li> <li>・放任果樹等の撤去</li> </ul>
平成30年度	イノシシ、ヌートリア、カラス、カワウ、ニホンジカ、アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物残さの除去</li> <li>・緩衝帯の設置など</li> <li>・農作物残さの除去</li> <li>・放任果樹等の撤去</li> </ul>

5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鳥取県猟友会	捕獲実施
鳥取県	捕獲についての助言
米子警察署	住民の安全確保

(2) 緊急時の連絡体制

緊急時には、猟友会・県(担当)と携帯電話による連絡体制ができている。
------------------------------------

6 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	米子市鳥獣被害防止対策協議会
--------------	----------------



構成機関の名称	役 割
米子市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防除に関すること</li> <li>・捕獲対策に関すること</li> <li>・協議会の運営に関すること</li> </ul>
米子市農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地に関すること</li> </ul>
鳥取西部農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防除に関すること</li> <li>・鳥獣による農業被害に関すること</li> <li>・協議会の運営に関すること</li> </ul>
鳥取県農業共済組合西部支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣による農業被害に関すること</li> </ul>
日野川水系漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防除に関すること</li> <li>・鳥獣による水産被害に関すること</li> <li>・協議会の運営に関すること</li> </ul>
鳥取県猟友会米子地区 鳥取県猟友会西部地区淀江稲吉地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣の捕獲体制に関すること</li> <li>・担い手の研修に関すること</li> <li>・捕獲技術の研修等に関すること</li> </ul>
鳥取県西部総合事務所 農林局・生活環境局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体計画の助言に関すること</li> </ul>

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
鳥取県鳥獣対策センター 鳥取県緑豊かな自然課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体計画の支援に関すること</li> </ul>

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

予定なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

7 捕獲をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣については、ほとんどの場合、埋設処分する。

8 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

専門家の指導による現地研修会等を開催し、イノシシ及びカラスの効果的な被害防止対策等についての啓発活動を行う。